

第2回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和7年12月10日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	近藤 修	欠	2 番	石原 昭彦	出	3 番	中村 進也	出
4 番	伊藤 恵子	出	5 番	瀬木 光	出	6 番	二之湯和彦	出
7 番	小寺 俊行	出	8 番	小林 政則	出	9 番	美濃部孝司	出
10 番	中西 康弘	出	11 番	岡田 康平	出	12 番	片岡 節男	出
13 番	伊藤 清徳	出	14 番	服部 清徳	出	15 番	中村 正治	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 40 分

事務局長(小高秀之)

皆様おはようございます。

先日の委嘱式及び第1回農業委員会にご参加いただきありがとうございました。

改めまして、今後の3年間委員会活動におきましてよろしくお願いします。

1 開会の辞

事務局長

それでは、只今から第2回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

会長(瀬木 光)

第1回農業委員会におきまして会長を仰せつかりました瀬木です。微力ではございますが、農業委員会活動に尽力したいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いします。

いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 開会の宣言

議長(瀬木 光)

只今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第2回いなべ市農業委員会を開会いたします。

4 議事日程

(日程第1)

議長

それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、3番議席中村進也委員と、4番議席伊藤恵子委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いします。

(日程第2) (日程第3) (日程第4)	議長	それでは、日程第2 報告第1号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、日程第4 報告第3号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
	事務局	日程第2 報告第1号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和7年12月10日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。 今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。 日程第3 報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処分） 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和7年12月10日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。 今回の案件は3件、3筆、面積5,767㎡であることを報告します。

	日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和7年12月10日提出 いなべ市農業委員会 会長 瀬木 光 農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。 届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。 今回の届出は1件、1筆、93.92㎡です。 <4番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の登記地目宅地、現況畑です。目的は、進入用道路です。 議長 報告第1号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。 報告第2号については、合意解約による通知を受けたものです。 報告第3号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届出です。 報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。 （日程第5） 議長 それでは日程第4 議案第2号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第5 議案第2号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年
--	---

	法律第 101 号) 第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 7 年 12 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 中間管理機構分が、29 筆、総面積 51,177.00 m²であることを報告します。 議長 事務局の説明は終わりました。 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定について意見を求めるものです。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定となっております。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特に無いようですので、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」につきまして採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 多数挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。 (日程第 6) 議長 続きまして、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 6 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認に
--	---

について（委員会処分）

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和7年12月10日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光

今回の3条所有権移転の申請は、6件、8筆、面積5,218.00㎡です。

＜51番案件＞の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。

譲受人である北勢町麻生田の■■■■が、藤原町大貝戸の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、975㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜52番案件＞の申請地は、藤原町山口地内の田、畑です。

譲受人である愛知県尾張旭市の■■■■が、埼玉県所沢市の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、2,487㎡を売買により譲り受ける申請です。

譲受人は遠方に居住していますが、当該農地の隣の家を購入する契約書を提出していただいています。

＜53番案件＞の申請地は、大安町片樋地内の田です。

譲受人である大安町片樋の■■■■が北勢町飯倉の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,400㎡を贈与により譲り受ける申請です。

＜54番案件＞の申請地は、大安町片樋地内の畑です。

譲受人である四日市市の■■■■が北勢町飯倉の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、86㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜55番案件＞の申請地は、大安町片樋地内の畑です。

譲受人である大安町片樋の■■■■が北勢町飯倉の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、132㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜56番案件＞の申請地は、大安町片樋地内の畑です。

譲受人である大安町丹生川久下の■■■■が北勢町飯倉の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、138㎡を贈与により譲り受ける申請です。

以上所有権6件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

	議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決を行いたいと思います。 議案第3号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。
(日程第7) (日程第8)	議長 続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第5号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局 日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和7年12月10日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 今回の申請は、2件、3筆で1,009.00㎡です。 ＜57番案件＞の申請地は員弁町大泉新田地内の畑です。農地区分は、3種農地です。 転用計画としては、四日市市の[]が員弁町大泉新田の[]が所有する議案書に記載の2筆、691.00㎡を建売住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は切土最大約40cm、盛土約10cmです。南側は既設擁壁を利用し、北側及び東側はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は西側道路側溝へ放流します。 ＜58番案件＞の申請地は、大安町石樽下地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、大安町石樽下の[]が大安町平塚の[]が所有する議案書に記載の1筆、318.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は敷地内雨水樹にて集水し、道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第8 議案第5号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和7年12月10日提出 いなべ市農業委員会
長 瀬木 光

今回の5条使用貸借権の申請は、1件1筆、面積464.00㎡です。

<10番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、亀山市の[]が大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の1筆、464.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、入口部分について切土約50cm、他は整地程度で盛土は無しです。南側、西側にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び既設の道路側溝へ放流します。

以上5条所有権移転2件、使用貸借権設定1件の計3件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

これらの案件につきまして、11月26日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員	議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」2 件、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1 件、を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
(日程第 9)	議長 ありがとうございます。 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。 議長 続きまして、議案第 6 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 9 議案第 6 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 7 年 12 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 今回の申請は 5 件、6 筆、1,563.00 ㎡です。 ＜49 番案件＞の申請地は、大安町石樽東地内の台帳地目、畑です。

	願出者は大安町石樽東の[]で、平成 17 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <50 番案件>申請地は、北勢町別名地内の台帳地目、畑です。願出者は北勢町別名の[]で、昭和 45 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <51 番案件>申請地は、大安町片樋地内の台帳地目、畑です。願出者は北勢町飯倉の[]で、昭和 49 年から宅地に転用し現在に至っております。 <52 番案件>申請地は、北勢町川原地内の台帳地目、田です。願出者は北勢町川原の[]で、昭和 58 年以前から山林に転用し現在に至っております。 <53 番案件>申請地は、員弁町楚原地内の台帳地目、田です。願出者は愛知県一宮市の[]で、昭和 60 年以前から宅地に転用し現在に至っております。 以上 5 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。 議長 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 6 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。 5 その他 議長 議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
--	---

事務局	(事務連絡)
議長	
6 閉会の宣言	議長
	次回の現地調査は年明け早々で恐縮ですが、1月5日午前9時から実施いたします。2番議席石原昭彦委員と3番議席中村進也委員は出席をお願いします。
	それでは、これをもちまして第2回いなべ市農業委員会を終了します。
	ありがとうございました。
【午前9時40分閉会】	

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 瀬 木 光

議事録署名者

議事録署名者